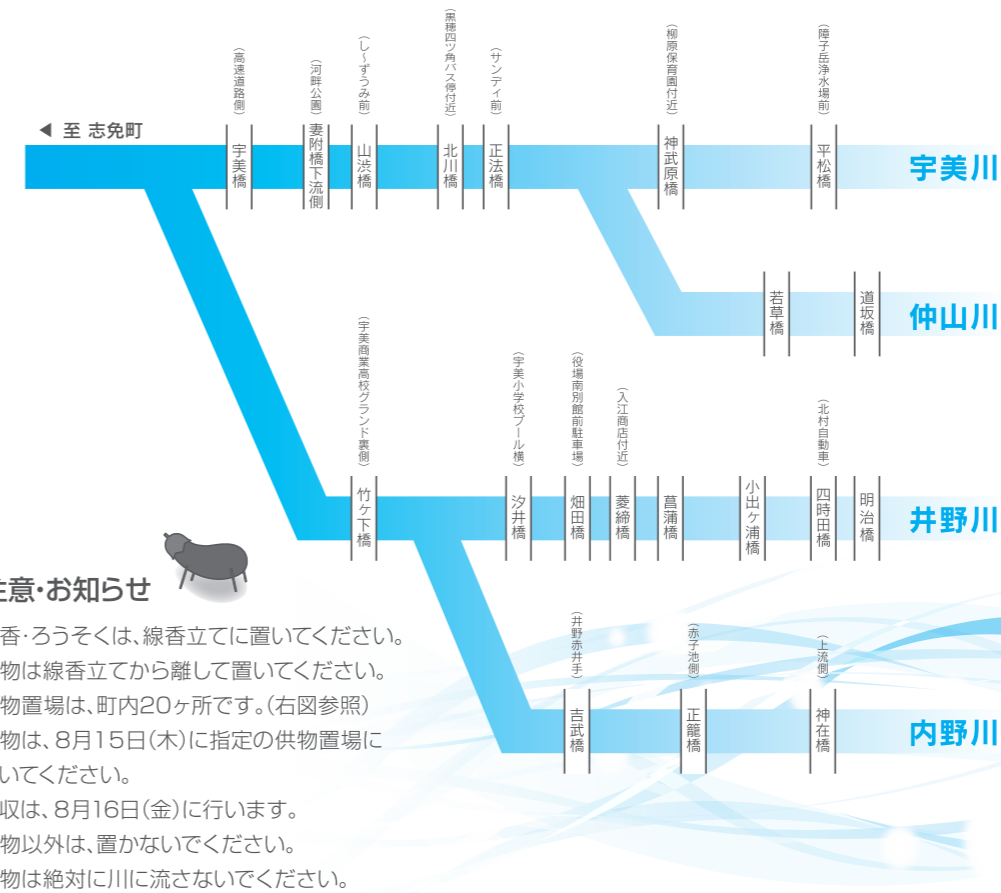


故人への感謝と祈りを忘れずに… 精霊流しのご案内



- ご注意・お知らせ**
- ◎線香・ろうそくは、線香立てに置いてください。
 - ◎供物は線香立てから離して置いてください。
 - ◎供物置場は、町内20ヶ所です。(右図参照)
 - ◎供物は、8月15日(木)に指定の供物置場に置いてください。
 - ◎回収は、8月16日(金)に行います。
 - ◎供物以外は、置かないでください。
 - ◎供物は絶対に川に流さないでください。

問い合わせ [環境課 環境衛生係] TEL 934-2226(直通)

宇美町防災気象情報システムから防災行政無線放送の内容がメール配信されます

現在、運用しております「宇美町防災気象情報システム」に携帯電話から登録いただくと、気象情報や緊急情報に加え、防災行政無線放送の内容がメール配信されるようになります。防災行政無線放送が聞こえない、聞き取りにくい方は、**8月1日12時**より登録を開始いたしますので、下記のアドレスおよび右記QRコードにより登録をお願いいたします。

登録用のアドレス: entry-umi@bousai-mail.jp

いきいき リサイクル情報 不用品を有効に活用して、資源の節約とごみの減量に取り組みましょう!

ゆずりませ

- ◎電動リクライニングベッド(折りたたみ式ケアベッド)
- メーカー: ㈱アテックス、品番: AX-BK522
- サイズ: 高さ65.5cm×幅103.5cm×奥行202.5cm
- 重量: 44kg
- 装飾用クルミボタンのカバーが1つ外れているが、汚れなし

ゆずってください

- ◎ベビークーハン(折りたたみ可)
- ◎ロックミシン
- ◎小型携帯ラジオ(AM・FM)
- ◎ベビーベッド(白)
- ◎CD付きラジカセ
- ※ベビークーハン、ベビーベッドについては、なるべくきれいなものを希望します。

【申込みできる方】 町内在住者(営利目的の方や団体を除く)

「ゆずりませ」商品への申し込みは『不要品情報交換希望申込書』に必要事項をご記入のうえ、環境課窓口またはファックス、郵送にてお申し込みください。

『不要品情報交換希望申込書』は、宇美町のホームページからダウンロードできます。7月31日締め切り後に抽選を行い、8月1日に当選者のみ電話で連絡します。

宇美町 いきいきリサイクル 問い合わせ [環境課] TEL 934-2226

児童扶養手当現況届のお知らせ

現在、児童扶養手当の受給資格のある方(所得制限等により手当の支給を受けていない場合も含む)は、一年一度現況届の手続きが必要です。これは、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育の状況を確認するための届出です。この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても8月分以降の手当の支給を断られる可能性がありますので必ず提出してください。

対象の方には、お知らせ通知を7月下旬に送付します。

なお、「一部支給停止適用除外事由届出」に該当する方は、7月上旬にお知らせ通知を送付しています。

●受付期間
8月1日～8月30日
(8時30分～17時15分)【土日祝日を除く】

※8月15日は夜間窓口のみですので20時まで受付します。

児童扶養手当額改定のお知らせ

児童扶養手当の支給額が、「年金特例水準解消による児童扶養手当の支給額の改定」により左記及び下の表のとおり引き下げ(予定)となります。

- 平成25年10月分以降0.7%
- 平成26年4月分以降0.7%
- 平成27年4月分以降0.3%

なお、現在交付中の手当証書には、改定前の金額が記載されています。

特例水準解消による児童扶養手当の月額(月額)(予定)

	25年4月～	25年10月～	26年4月～	27年4月～
特例水準	—	△0.7%	△0.7%	△0.3%
児童扶養手当額	41,430円～9,780円	41,140円～9,710円	40,850円～9,640円	40,730円～9,610円
(減額)		▲290円～70円	▲290円～70円	▲120円～30円

お盆は ごみ・し尿収集を お休みします

※ごみ、古紙・古布類につきましては、行政区によって収集日が異なりますので配布済みのごみの分け方と出し方をご確認ください。

リサイクルセンターへの個人搬入は、8月14日(水)から8月16日(金)までお休みです。

※し尿収集日が盆休みにあたるご家庭は、休みの前後で収集しますのでご協力をお願いします。

問い合わせ [環境課] TEL 934-2226

お盆期間中のごみ・し尿収集日程

月日	8/12(月)	8/13(火)	8/14(水)	8/15(木)	8/16(金)	8/17(土)
種類						
ごみ(資源ごみ・もえないごみ含む)	通常どおり	休み			通常どおり	
古紙・古布類						
し尿	通常どおり	休み			通常どおり	

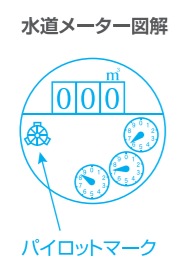
水道が漏水 しているときは

漏水場所が配水管からメーター器までの場合は上下水道課へお知らせください。

メーター器先から家屋側の漏水は個人負担で修理して頂く事になりますので、水道の修理当番業者にご連絡ください。(24ページ参照)

なお、「地下埋設管からの漏水で発見が遅れた」等やむを得ない事情があれば、漏水修理終了後に上下水道料金の減免申請を行う事ができます。(漏水場所の修理前後の写真と修理業者の証明印が必要です)

一度目の減免申請では、減免率が漏れたと推定される量の二分之一ですが、その後五年間以内の二度目では減免率が四分の一となります。二度目の減免は行っておりません。ごまめに漏水チェッカー(メーター器)についているパイロットマークをお願いします。



問い合わせ [上下水道課] TEL 934-2226